【規程番号　神女大短Ⅵ－003】

神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館規則

（趣 旨）

第１条　この規則は、神戸女子大学学則第 54 条並びに神戸女子短期大学学則第 43 条の規定に基づき、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に置かれた図書館に関し、必要な事項を定める。

２　須磨キャンパスに置かれた図書館を須磨キャンパス図書館、ポートアイランドキャンパスに置かれた図書館をポートアイランドキャンパス図書館という。

（目 的）

第２条　図書館は、教育・研究に必要な図書館資料を収集、整理、管理し、また、電子情報を学内・学外へ提供することによって、本学の教職員並びに学生の教育及び学術研究に資することを目的とする。

（組 織）

第３条　図書館に図書館長、図書館次長、司書及びその他の職員を置く。

２　図書館長は、図書館の管理、運営を統括する。

３　司書及びその他の職員は、事務分掌により業務に従事する。

（図書館運営委員会）

第４条　図書館の運営を適正、円滑にするために、図書館運営委員会を置く。

２　図書館運営委員会に関する規程は、別に定める。

（管理運用）

第５条　本学所属の図書館資料は、図書館において管理、運用する。

２　選書、受入、整理については別に定める。

３　除籍、廃棄については別に定める。

（利 用）

第６条　図書館の利用に関する規程は、別に定める。

（寄 贈）

第７条　寄贈図書に関する規程は別に定める。

（規則の改廃）

第８条　この規則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学図書館規則及び神戸女子短期大学図書館規則は廃止する。